

住民税申告書の手引き

住所・氏名

〔住所・氏名・個人番号・生年月日・電話番号・世帯主の氏名・続柄をすべて記入してください。〕

所得金額

〔申告書の「1 収入金額等」(ア～シ)及び「2 所得金額」(①～⑫)に記入してください。〕

※収入がない方は申告書の⑫に0と記入してください。収入が遺族年金・障害者年金・失業給付金のみの方も同様です。

①営業所得 … 小売業、飲食店業、建設業、運輸業、修理業、サービス業、 外交員、塾経営等	【添付書類】収支内訳書 【所得金額の計算】収入金額－必要経費 申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」に記入してください。また、専従者がいる場合は、裏面の「11 事業専従者に関する事項」も記入してください。
②農業所得 … 農作物の生産、果樹等の栽培等	
③不動産所得 … 地代、家賃等	
④利子所得 … 国内で源泉徴収されない預金等の利子や、同族会社が 発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎と なった株主等が支払を受けるもの等	【添付書類】 ④支払通知書 ⑤支払通知書・口座年間取引報告書
⑤配当所得 … 株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資 信託(公社債投資信託等を除く)の収益の分配等	【所得金額の計算】 所得金額＝収入金額

⑥給与所得 … 俸給、給料、賃金、賞与等(パート、アルバイト、事業専従者を含む)
【所得金額の計算】次の表の⑥の金額(所得金額調整控除がある場合は、⑥－所得金額調整控除＝所得金額)
源泉徴収票がない場合は申告書裏面の「6 給与所得の内訳」に記入してください。

●所得金額調整控除

次の(1)や(2)に該当する場合は、それぞれの算式により計算します。

また、(1)に該当する場合は、申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」に、扶養者や障害の状況を記入してください。

(1)本人の給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

①本人、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者の場合

②23歳未満の扶養親族がいる場合

【計算】{給与等の収入金額(最高1,000万円)-850万円}×0.1…③

(2)本人に給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の
給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計が10万円を超える場合

【計算】給与所得控除後の給与等の金額(最高10万円)…④

公的年金等の雑所得の金額(最高10万円)…⑤

{(④+⑤)-10万円}…⑥

給与所得の金額＝⑥－(③+⑥)

※所得金額調整控除がない場合は、右表の⑥の金額が給与所得となります。

給与所得	
収入金額④	給与所得控除後の給与等の金額⑥
～550,999円	0
551,000円～1,618,999円	④-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	④÷4=① (千円未満 切捨て) ①×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	①×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	①×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	④×0.9-1,100,000円
8,500,000円～	④-1,950,000円

⑦公的年金等 … 国民年金、厚生年金、共済年金、確定給付企業年金、確定拠出年金、一定の外国年金等

【所得金額の計算】以下の表をもとに計算 ※1円未満の端数は切捨て

・昭和35年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)

公的年金の収入金額 (A')	公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額		
	～10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～
～1,299,999円	(A') -600,000円	(A') -500,000円	(A') -400,000円
1,300,000円～4,099,999円	(A') ×0.75-275,000円	(A') ×0.75-175,000円	(A') ×0.75-75,000円
4,100,000円～7,699,999円	(A') ×0.85-685,000円	(A') ×0.85-585,000円	(A') ×0.85-485,000円
7,700,000円～9,999,999円	(A') ×0.95-1,455,000円	(A') ×0.95-1,355,000円	(A') ×0.95-1,255,000円
10,000,000円～	(A') -1,955,000円	(A') -1,855,000円	(A') -1,755,000円

・昭和35年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)

公的年金の収入金額 (A')	公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額		
	～10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～
～3,299,999円	(A') -1,100,000円	(A') -1,000,000円	(A') -900,000円
3,300,000円～4,099,999円	(A') ×0.75-275,000円	(A') ×0.75-175,000円	(A') ×0.75-75,000円
4,100,000円～7,699,999円	(A') ×0.85-685,000円	(A') ×0.85-585,000円	(A') ×0.85-485,000円
7,700,000円～9,999,999円	(A') ×0.95-1,455,000円	(A') ×0.95-1,355,000円	(A') ×0.95-1,255,000円
10,000,000円～	(A') -1,955,000円	(A') -1,855,000円	(A') -1,755,000円

雑所得

⑧業務 … 原稿料、講演料、シルバー人材センターの配分金、ネット オークションを利用した個人取引などの副収入等	【添付書類】証明書等 【所得金額の計算】収入金額－必要経費
⑨その他 … 生命保険の年金(個人年金保険)、太陽光発電の売電 収入、互助年金等の⑦及び⑧以外のもの	申告書裏面の「8 雑所得(公的年金以外)に関する 事項」に記入してください。
⑩合計 … 雑所得の合計金額を記載してください。上記⑦～⑨の合計金額	

⑪総合譲渡・一時所得

総合譲渡(長期・短期) … ゴルフ会員権や金地金、機械、書画、骨董、貴金属等の資産の譲渡等

保存期間:5年超=長期 5年以内=短期

一時所得 … 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金や懸賞当せん金等

【添付書類】収入金額及び必要経費の内訳がわかる書類、譲渡所得の内訳書(総合譲渡用)

【所得金額の計算】申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。

(短期)	収入金額	-	必要経費	-	特別控除額	… イ	イの金額を申告書表面のコに記入
(長期)	収入金額	-	必要経費	-	特別控除額	… ロ	ロの金額を申告書表面のサに記入
(一時所得)	収入金額	-	必要経費	-	特別控除額	… ハ	ハの金額を申告書表面のシに記入
(総合譲渡・一時所得)	イ+{(ロ+ハ)×0.5}				… 二	二の金額を申告書表面の⑩に記入	

※特別控除額とは、「収入金額-必要経費」の金額と50万円のいずれか少ない方の金額。

総合譲渡の短期と長期は、合わせて50万円までが特別控除額となっており、短期から先に控除します。

⑫合計 … 所得金額の合計金額を記載してください。上記の①～⑥、⑩、⑪の合計金額

所得控除

〔 申告書の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」及び「4 所得から差し引かれる金額」に記入してください。 〕

※お勤め先の年末調整で、下記の⑬～⑳の控除を受けている場合は【添付又は提示書類】は不要です。

⑬社会保険料控除 … 本人または生計を一にする配偶者やその他の親族のため、本人が支払った社会保険料

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金等

【添付又は提示書類】領収書、控除証明書等

【控除額】支払保険料等の合計額

⑭小規模企業共済等掛金控除 … 本人が支払った小規模企業共済掛金、確定拠出型年金加入者掛金、

心身障害者扶養共済掛金等

【添付又は提示書類】支払掛金等の証明書

【控除額】支払掛金の合計額

⑮生命保険料控除 … 本人または配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険料を支払った場合

【添付又は提示書類】支払額等の証明書

(1)旧契約(平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料及び個人年金保険料)の控除額の計算

支払保険料 (a)	旧生命保険料の控除額 (ア)	旧個人年金保険料の控除額 (イ)
～15,000円	支払保険料 (a) の全額	支払保険料 (a) の全額
15,001円～40,000円	(a) × 0.5 + 7,500円	(a) × 0.5 + 7,500円
40,001円～70,000円	(a) × 0.25 + 17,500円	(a) × 0.25 + 17,500円
70,001円～	35,000円 (限度額)	35,000円 (限度額)

(2)新契約(平成24年1月1日以後に締結した一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料)の控除額の計算

支払保険料 (b)	新生命保険料の控除額 (ウ)	新個人年金保険料の控除額 (エ)	介護医療保険料の控除額 (オ)
～12,000円	支払保険料 (b) の全額	支払保険料 (b) の全額	支払保険料 (b) の全額
12,001円～32,000円	(b) × 0.5 + 6,000円	(b) × 0.5 + 6,000円	(b) × 0.5 + 6,000円
32,001円～56,000円	(b) × 0.25 + 14,000円	(b) × 0.25 + 14,000円	(b) × 0.25 + 14,000円
56,001円～	28,000円 (限度額)	28,000円 (限度額)	28,000円 (限度額)

上記(1)、(2)の計算をもとに生命保険料控除の額を計算。(※下記のいずれの場合も全体の上限は70,000円)

- ・(1)旧契約のみの場合 【ア(限度額35,000円)+イ(限度額35,000円)】
- ・(2)新契約のみの場合 【ウ(限度額28,000円)+エ(限度額28,000円)+オ(限度額28,000円)】
- ・(1)と(2)の新・旧両方ある場合 【[ア+ウ(限度額28,000円)]+[イ+エ(限度額28,000円)]+オ(限度額28,000円)】

⑯地震保険料控除 … 本人または生計を一にする配偶者やその他の親族の地震保険料を支払った場合

【添付又は提示書類】支払額等の証明書

【控除額】以下の表を参考に、(1)地震保険料と(2)旧長期損害保険料の控除額を求める

(1) 地震保険料		(2) 旧長期損害保険料	
		平成18年12月31日までに締結した保険契約等	
支払保険料 (a)	控除金額 (ア)	支払保険料 (b)	控除金額 (イ)
～50,000円	(a) × 0.5	～5,000円	支払保険料 (b) の金額
50,001円～	25,000円 (限度額)	5,001円～15,000円	(b) × 0.5 + 2,500円
		15,001円～	10,000円 (限度額)

※一つの契約で(1)と(2)の両方に該当する場合は、いずれか一方の控除を選択

※別々の契約で(1)と(2)の両方に該当する場合は、上記で計算した控除額の合計額を記載(限度額25,000円)

⑰寡婦控除 …… 合計所得金額が500万円以下で、次の1または2に当てはまる方

- 1.夫と死別後婚姻(事実婚含む)していない又は夫が生死不明などの方
- 2.夫と離婚後婚姻(事実婚含む)していない、かつ扶養親族を有する方

⑱ひとり親控除 … 合計所得金額500万円以下で、現に婚姻(事実婚含む)していない又は配偶者が生死不明等で、総所得金額が48万円以下の生計を一にする子がある(別の人の扶養は除く)

⑲勤労学生控除 … 学生でかつ合計所得が75万円以下で、勤労によらない所得が10万円以下の場合

【添付又は提示書類】学校や職業訓練法人から交付される証明書

【控除額】

⑰26万円

⑱30万円

⑲26万円

⑳障害者控除

… 本人または同一生計配偶者(生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の配偶者)もしくは扶養親族(16歳未満の場合も含む)が障害者の場合

(1)普通障害………特別障害以外の障害者

(2)特別障害………身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害保健手帳1級

(3)同居特別障害…特別障害に該当する同一生計配偶者や扶養親族のうち、本人や配偶者または生計を一にする親族のどなたかと同居を常としている場合

【控除額】

(1)26万円

(2)30万円

(3)53万円

㉑配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計

… 本人と生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)

※配偶者と別居している場合又は配偶者が国外居住親族である場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」も記入してください。

【控除額】 下表のとおり

※70歳以上:昭和30年1月1日以前生まれ

配偶者特別控除 (★は配偶者控除)							
配偶者の合計所得	本人の所得			配偶者の合計所得	本人の所得		
	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下		900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
★48万円以下 70歳未満	330,000円	220,000円	110,000円	110万円超～115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
★48万円以下 70歳以上	380,000円	260,000円	130,000円	115万円超～120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
48万円超～100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	120万円超～125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
100万円超～105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	125万円超～130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
105万円超～110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	130万円超～133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円

※本人の合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けられません。

但し、配偶者の住民税の非課税判定に必要ですので、氏名等を記入してください。

㉒扶養控除

… 本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が48万円以下の扶養親族(配偶者、専従者を除く)がある場合

※扶養者と被扶養者が別世帯の場合又は被扶養者が国外居住親族である場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」も記入してください。

【控除額】 (1)一般扶養親族:配偶者、特定扶養、老人扶養、年少扶養以外の方…33万円

(2)特定扶養親族:平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ(19歳以上23歳未満)の方…45万円

(3)老人扶養親族:昭和30年1月1日以前生まれ(70歳以上)の方…38万円

(4)同居老親等扶養親族:(3)のうち、本人や配偶者の直系尊属で本人や配偶者と同居を常としている方…45万円

(5)年少扶養親族:平成21年1月2日以降生まれ(16歳未満)の方…適用なし ※控除額はないが住民税の非課税判定に影響

㉓基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

㉔雑損控除

… 本人や、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする配偶者やその他親族が、災害や盗難、横領によって住宅や家財等に損害を受けた場合

【添付又は提示書類】 領収書、リ災証明書等

【控除額】 次のいずれか多い額

(1)(損失額-保険等により補てんされた額)-(総所得金額等×10%)

(2)災害関連支出の金額-5万円

㉕医療費控除(セルフメディケーション税制)

※詳しくはそれぞれの明細書の裏面を参照

※医療費控除とセルフメディケーション税制は併用できません。どちらかを選択し、控除を受けてください。

(1)医療費控除…本人または生計を一にする配偶者やその他親族のために支払った医療費が、一定の金額以上ある場合。

【計算】 (前年中に支払った医療費) - (保険金等補てん額) - (総所得金額×5%と10万円のいずれか少ない方の金額) 控除限度額 200万円

【添付書類】 医療費控除の明細書、医療費通知(医療費のお知らせ)の原本

【添付又は提示書類】 医師が発行した「おむつ使用証明書」等

(2)セルフメディケーション税制…健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、本人または生計を一にする配偶者やその他親族のために令和6年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合。

【計算】 前年中に支払った金額 - 保険金等補てん額 - 12,000円 (控除限度額88,000円)

【添付書類】 セルフメディケーション税制の明細書

㉖合計

… 所得控除の合計金額を記載してください。上記の㉓～㉕の合計金額